

ラオスに所在する国際機関、大使館、領事館、
及び外交官に対する VAT 還付に関するガイドライン

2021 年 11 月 19 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

ラオスの付加価値税法（以下、VAT 法）は、2018 年 6 月に改正され、同年 12 月に施行されています。VAT 法第 25 条 4 項及び 26 条 5 項において、ラオスに事務所を有する国際機関、大使館、領事館及び外交官は、還付請求の対象であり、国内で購入した商品・サービスにかかる VAT は、還付を受けることが可能であると、明記されています。しかしながら、実際は、還付手続きに時間と手間がかかり、実務上の運用面において、大きく隔たりがありました。



そのため、今回ラオス政府は、2021 年 8 月 30 日付けで「ラオスに所在する国際機関、大使館、領事館、及び外交官に対する VAT の還付に関するガイドライン (No.4083)」(以下、ガイドライン)を発行、同年 11 月 10 日付けで官報に掲載、施行されています。

本ニューズレターでは、還付請求の要件、還付を受けるために必要な書類等を中心に解説いたします。

2. 還付請求の要件について (ガイドライン第 9 条)

ラオスに事務所を有する国際機関、大使館、領事館及び外交官は、以下の要件を満たす場合、VAT の還付を受けることができます。

- ア) 外交特権を享受し、ラオス外務省から承認されていること
- イ) 国際機関、ラオス外務省が発行した ID カード、外交旅券の所持していること又は書記官以上の職位を有する外交官及び領事館の職員であること
- ウ) 財務省税務局が発行した納税者番号を保有していること (もしあれば)
- エ) ラオス国内において、商品・サービスを提供する VAT 登録事業者が発行した VAT インボイスの内容について、「領収証に関する首相令」の規定に従って、商品・サービス名とその価格、VAT の価格、売買者の署名・公印等について、すべて証拠書類として情報が揃っていること
- オ) 商品・サービスの売買が事実であること
- カ) 還付を受ける VAT は、ラオス国内で商品・サービスを提供する VAT 登録事業者から購入した際に発生したものであること

- キ) 毎月の還付を請求する VAT の額は、外務省の儀典局が精査を行い、同局より証拠書類が揃っていることの認証を受けること
- ク) VAT の還付請求は毎月行う必要があり、VAT が発生してから 3 か月を超えないものとする。3 か月を超えるものは、還付請求権を放棄したとみなされる
- ケ) VAT の還付を滞りなく行うため、還付請求を受けるものの銀行口座情報を通知すること

3. 還付請求に必要な書類について (ガイドライン第 10 条)

VAT の還付請求には下記の書類が必要です。

- ア) 国際機関、大使館、領事館及び外交官（家族を含む）からの VAT 還付請求申請書
- イ) VAT 還付申請額が記載されている証拠書類、例えば、VAT インボイス、売買契約書等
- ウ) 外交官の ID カードのコピー又は個人で還付請求を申請する場合は、ラオス外務省儀典局発行の要請書

4. 還付対象の商品及びサービス (ガイドライン第 8 条)

ラオスに所在する国際機関、大使館、領事館及び外交官に対して VAT の還付の対象となっている商品・サービスは、以下の通りです。なお、国際機関、大使館、領事館等で働く還付対象となる人数によって、VAT の還付が受けられる数量に制限がありますので、ご注意ください。

- ア) 乗り物用ガソリン
- イ) 不動産の建設資材、修繕資材及び機械
- ウ) 不動産の建設、修繕サービス
- エ) ラオス国内で VAT を支払った商品及びサービス
- オ) 事務所用文房具、機器
- カ) 業務管理上必要な先端機器及び外交上必要な通信機器

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014年、2015年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。 yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal